



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1か月2,200円

目次

- 告示
 - 767 平成18年度和歌山県ウィルス対策システム等一式借入れに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (情報システム課)
 - 768 平成18年度和歌山県行政事務用パソコン借入れに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (")
- 監査委員告示
 - 3 外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議
- 公告
 - 入札公告 (情報システム課)
 - " (")
- 監査公表
 - 監査公表第21号

告 示

和歌山県告示第767号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成18年度和歌山県ウィルス対策システム等一式借入れに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成18年5月30日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調達物品
 - 平成18年度和歌山県ウィルス対策システム等 一式
- 2 資格審査申請書類及びその配布方法等
 - (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 競争入札資格審査申請書
 - イ 事業経歴書
 - ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書
 - エ 印鑑証明書
 - オ 財務諸表 (法人にあっては、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては、青色又は白色申告書の写し)
 - カ 使用印鑑届
 - キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税

- 証明書で発行後3か月を経過していないもの
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 和歌山県が課する県税全税目
 - (ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税 (県・市町村民税)
- ク 誓約書
- ケ 委任状 (申請者が代理人を選任した場合)
- コ 和歌山県が示す仕様書に対する提案書
- (2) (1) のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加資格申請の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。
- (3) (1) のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成18年5月30日 (火) から平成18年6月5日 (月) までの和歌山県の休日を定める条例 (平成元年和歌山県条例第39号) 第1条に定める県の休日 (以下「休日」という。) を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成18年6月13日 (火) までの間に和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課に対して書面等 (ファクシミリを含む。) により行うものとする。
- 3 資格審査説明会の場所及び日時
 - (1) 場所
 - 和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館4階
 - 和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課会議室
 - (2) 日時
 - 平成18年6月5日 (月) 午後2時から
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
 - 平成18年6月5日 (月) から平成18年6月13日 (火) までの休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に5で掲げる場所で受け付ける。
- 5 資格審査申請書類の配布の場所
 - 和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館3階
 - 和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課
 - 郵便番号 640-8249
 - 電話番号 073-432-5655

ファクシミリ番号 073-428-1136

- 6 申請書類に使用する言語
申請書類に使用する言語は、日本語とする。
- 7 一般競争入札参加者の資格
この一般競争入札に参加することができる者は、平成18年5月30日(火)現在において、次の要件を満たしている者とする。
(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
(4) 2の(1)のロに掲げる提案書について和歌山県の仕様を満足するものを提出したものであること。
(5) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- 8 資格審査の結果通知
資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成18年6月26日(月)までに通知する。
- 9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
(2) (1)の説明は、平成18年6月28日(水)午後4時までに書面により求めるものとする。
(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
(4) 説明に対する回答については、平成18年7月10日(月)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第768号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成18年度和歌山県行政事務用パソコン借入れに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成18年5月30日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調達物品
平成18年度和歌山県行政事務用パソコン
- 2 資格審査申請書類及びその配布方法等
(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
ア 競争入札資格審査申請書
イ 事業経歴書
ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

- エ 印鑑証明書
オ 財務諸表(法人にあっては、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては、青色又は白色申告書の写し)
カ 使用印鑑届
キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
(イ) 和歌山県が課する県税全税目
(ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税(県・市町村民税)
ク 誓約書
ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
コ 和歌山県が示す仕様書に対する提案書
(2) (1)のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加資格申請の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。
(3) (1)のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成18年5月30日(火)から平成18年6月5日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成18年6月13日(火)までの間に和歌山県企画部IT推進局情報システム課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 3 資格審査説明会の場所及び日時
(1) 場所
和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館4階
和歌山県企画部IT推進局情報システム課会議室
(2) 日時
平成18年6月5日(月)午後4時から
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
平成18年6月5日(月)から平成18年6月13日(火)までの休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に5で掲げる場所で受け付ける。
- 5 資格審査申請書類の配布の場所
和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館3階
和歌山県企画部IT推進局情報システム課
郵便番号 640-8249

電話番号 073-432-5655

ファクシミリ番号 073-428-1136

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成18年5月30日(火)現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 2の(1)のロに掲げる提案書について和歌山県の仕様を満足するものを提出したものであること。
- (5) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成18年6月26日(月)までに通知する。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成18年6月28日(水)午後4時までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成18年7月10日(月)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

監査委員告示

和歌山県監査委員告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、外部監査人本田壽秀の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調ったので、次のとおり告示する。

平成18年5月30日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
 和歌山県監査委員 築 野 富 美
 和歌山県監査委員 山 田 正 彦
 和歌山県監査委員 坂 本 登

| 補助する者の氏名 | 補助する者の住所 | 補助できる機関 |
|----------|--------------------------------|-------------------------|
| 上森太郎 | 兵庫県西宮市甲子園口2丁目11番16号フルーン甲子園口101 | 平成18年6月1日から平成19年3月31日まで |
| 蒲生武志 | 兵庫県宝塚市中山台2丁目 | 平成18年6月1日から |

| | 4番10号 | 平成19年3月31日まで |
|------|--------------------------|-------------------------|
| 西野裕久 | 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目7番20-1902号 | 平成18年6月1日から平成19年3月31日まで |
| 中井学 | 大阪府枚方市西船橋2丁目59番20-312号 | 平成18年6月1日から平成19年3月31日まで |
| 阪田真二 | 大阪府茨木市大池二丁目16番21号 | 平成18年6月1日から平成19年3月31日まで |
| 山岡大 | 大阪府泉南市男里6丁目15番2-A 613号 | 平成18年6月1日から平成19年3月31日まで |
| 福田敏信 | 大阪府枚方市渚南町37番14号 | 平成18年6月1日から平成19年3月31日まで |

公 告

入 札 公 告

平成18年度和歌山県ウィルス対策システム等一式借入れについて、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成18年5月30日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
平成18年度
- (2) 調達物品の名称及び数量
和歌山県ウィルス対策システム等 一式
- (3) 調達物品の仕様等
入札説明書による。
- (4) 納入場所
和歌山市雑賀屋町1番地
和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課
- (5) 納入期限
平成18年9月30日

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成18年和歌山県告示第767号に規定する和歌山県ウィルス対策システム等一式借入れに係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所
和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館3階
和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課
- (2) 日時
平成18年5月30日(火)から平成18年6月5日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

- (1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおり

| | |
|---|---|
| <p>とする。</p> <p>ア 場所 3の(1)に同じ。</p> <p>イ 日時 3の(2)に同じ。</p> <p>(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成18年6月13日(火)までの間に和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。</p> <p>5 事業説明会の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館4階 和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課会議室</p> <p>(2) 日時 平成18年6月5日(月)午後2時から</p> <p>6 一般競争入札執行の場所及び日時等</p> <p>(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 入札場所 和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館4階 和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課会議室</p> <p>イ 入札日時 平成18年7月11日(火)午前11時00分から</p> <p>ウ 開札場所 アに同じ。</p> <p>エ 開札日時 イに同じ。</p> <p>(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。</p> <p>(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成18年7月11日午前9時30分までに和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課へ必着するように行わなければならない。</p> <p>7 入札方法 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>8 入札保証金に関する事項</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければ</p> | <p>ならない。</p> <p>(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。</p> <p>(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。</p> <p>9 契約保証金に関する事項</p> <p>(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。</p> <p>10 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。 なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。</p> <p>11 入札執行方法の細目</p> <p>(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。</p> <p>(2) この入札の開札には、和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課の職員が立ち会うものとする。</p> <p>(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。</p> <p>(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課の職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。</p> <p>12 契約書の要否 要</p> <p>13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否 否</p> |
|---|---|

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課

イ 所在地

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館3階

郵便番号 640-8249

電話番号 073-432-5655

ファクシミリ番号 073-428-1136

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

入札公告

平成18年度和歌山県行政事務用パソコン借入れについて、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成18年5月30日

和歌山県知事 木村良樹

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成18年度

(2) 調達物品の名称及び数量

和歌山県行政事務用パソコン 一式

(3) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

(4) 納入場所

和歌山市雑賀屋町1番地

和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課

(5) 納入期限

平成18年9月30日

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成18年和歌山県告示第768号に規定する和歌山県行政事務用パソコン借入れに係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館3階

和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課

(2) 日時

平成18年5月30日(火)から平成18年6月5日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりと

する。

ア 場所

3の(1)と同じ。

イ 日時

3の(2)と同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成18年6月13日(火)までの間に和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 事業説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館4階

和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課会議室

(2) 日時

平成18年6月5日(月)午後4時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館4階

階

和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課会議室

イ 入札日時

平成18年7月11日(火)午後3時00分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成18年7月11日午前9時30分までに和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課へ必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。
- 9 契約保証金に関する事項
- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。
- 10 入札の無効
- 本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。
- なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。
- 11 入札執行方法の細目
- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するところとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- 12 契約書の要否
要
- 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課

イ 所在地

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館3階

郵便番号 640-8249

電話番号 073-432-5655

ファクシミリ番号 073-428-1136

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Personal Computer System for Administration works ; 1 Complete System

(2) Date and time for tender : 10:30 a.m. 11 July 2006(Deadline for tenders submitted by mail : 9:30 a.m. 11 July 2006)

(3) Contact point for the notice : Information Systems Division of Wakayama Prefectural Government, 1 Saikayamachi Wakayama City, 640-8249 Japan
TEL 073-432-5655 (FAX 073-428-1136)

監 査 公 表

和歌山県監査公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、和歌山県紀美野町神野市場446番地6の中畑浩一の請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成18年5月30日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 山 田 正 彦

和歌山県監査委員 坂 本 登

和歌山県職員措置請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

和歌山県紀美野町神野市場446-6 中畑浩一

2 請求年月日

平成18年3月6日

3 請求の内容

請求人提出の「住民監査請求書」による請求の趣旨は次のとおりである。

(1) 請求の要旨

和歌山県又は和歌山県知事は、「新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業」として、日高町、由良町、川辺町、中津村、美山村の3町2村に対し、光同軸ケーブル網を整備し、国庫補助金（新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業2億2600万円）を事業主体である株式会社ZTV（以下「ZTV」という。）に交付しようとしているが、同社に補助金を交付しないよう必要な措置を求める。なお、補助金を既に交付している場合はその賠償を求める。

(2) 理由

ア ZTVは適正な選定方法によらない業者指名の疑いがある。

第三セクターであるZTVは、新世代地域ケーブルテレビ施設整備補助金を受けるための要件や入札要綱を満たさないで、談合により特定の企業へ工事発注を行った疑いがある。

イ 元請業者は談合によりCATV工事費用が約46%割高になっている。

由良町設計見積書と、それを受注した元請けであるA社が下請けに発注した工事見積書を基に有るべき元請けの適正価格を算出したところ、46%割高になっている。

ZTVが業者発注の際、談合を行わず競争入札を実施していれば約4億2000万円が節約できたものと思われる。

ウ NPO法人・日本地域情報化推進協議会に対してZTVから、CATV活動支援と補助金の全額獲得要請があり、それに応えたにも関わらず、当初の約束を一方的に反故にした。

エ 各自治体は、CATV事業者選定にあたり、なぜZTVと決定したのか。事業者選定が不明確である。

以上のとおりで、補助金の交付は違法又は不当と考えられる。

(3) 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求める。

(4) 平成12年頃より、J-COMも和歌山市、海南市、貴志川町に進出している。

J-COMとZTVを比較、あるいは入札等による決定ではなく、県はZTVを事業者と断定し、補助金対象として決めた方法に問題がある。事業者要件はZTVとJ-COMは同率条件の企業であり、事業主体になりうる事業者が複数あったことになる。

(5) その他、施工業者選定等に問題がある。

第2 監査の実施

1 監査対象事項等

本請求については、地方自治法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、受理し、日高町、由

良町、川辺町、中津村、美山村（平成17年5月1日より、川辺町、中津村、美山村については合併し日高川町となった。）に対する新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業費補助金の県の交付事務等について監査の対象とした。

2 監査対象機関

和歌山県企画部IT推進局情報政策課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成18年4月10日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

第3 監査の結果

1 主文

新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業費補助金に係る県の交付事務等について、違法・不当な執行は認められない。よって、本件請求には理由がないので棄却する。

2 事実関係の確認

(1) 新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業について

自主放送の実施による地域に密着した映像情報や双方向機能を活用したインターネット接続サービス等を提供し、放送のデジタル化の推進等次世代情報通信基盤の整備に資するケーブルテレビ施設を整備する。

ア 事業主体：市町村又は第三セクター

イ 対象設備：センター設備、ネットワーク設備

ウ この事業については、市町村が整備・運営する場合は、国、県、当該市町村が3分の1ずつ費用を負担する。

エ 第三セクターが整備・運営する場合は国4分の1、県8分の1、市町村8分の1

この事業の実施により、テレビの難視聴解消はもとより、高速インターネットの利用をはじめ、防災、福祉、教育などの公共分野での活用など幅広い活用が可能となる。また、過疎地域等において、採算性の面から事業者の自主展開を見込めない地域にあっては、市町村の申請に基づき、補助金を交付することにより、ケーブルテレビ網の整備を行うことが出来る。

平成17年度の当該事業については、第三セクターであるZTVが主体となって行われた。

(2) ZTVについて

平成2年10月1日に設立され、開局は平成6年10月1日

株式会社ZTVの社名となったのは、平成12年10月。

三重県内を主な活動場所としていたが、平成13年度に新宮周辺の市町村がケーブルテレビ網を整備し

た際に、事業主体となり、和歌山県に進出した。

三重県の津市他が出資している第三セクターであり、和歌山県においても、新宮周辺の市町村及び日高町、由良町、日高川町が出資している。

(3) 新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業費補助金について

ア 電気通信格差の是正を図るため、市町村又は地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人が行う新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内で交付する補助金。

なお、この補助金は国費を含んでおり、県は、国から補助金の交付を受け、その額に県負担額を加えて、市町村に交付し、市町村がその負担分を更に上乗せして、事業主体に交付する間接補助となっている。従って、この補助金は県が直接に事業主体に交付するものではない。

イ 当該事業について

平成16年度に、翌年度事業についての国の要望調査があり、県は日高町等5町村(当時)からZTVを事業主体として、同事業を実施したい旨の要望を受け、事業計画の内容等については妥当であるとの報告を国に行っている。

本事業については、日高町、由良町、日高川町がZTVを事業主体として実施したものであり、県の役割としては、これらの町から申請等のあった補助金について、当該補助金交付要綱等に即していることを確認し、国に補助の申請を行うとともに、国の承認を得て、国庫補助金に県負担分を加えて、町に補助するものである。

ウ 平成17年度当該事業に対する補助金について
交付決定時

| | |
|---------|--------------|
| 総事業費 | 904,000,000円 |
| うち、国補助額 | 226,000,000円 |
| 県補助額 | 112,875,000円 |
| 町補助額 | 113,125,000円 |
| 実績報告時 | 832,978,000円 |
| うち、国補助額 | 208,243,000円 |
| 県補助額 | 104,122,000円 |
| 町補助額 | 104,124,000円 |

エ 日高町等への補助金の支出等について

日高町

| | |
|------|------------|
| 交付申請 | 平成17年6月20日 |
| 実績報告 | 平成18年3月3日 |
| 支出 | 平成18年3月10日 |

由良町

| | |
|------|------------|
| 交付申請 | 平成17年6月15日 |
| 実績報告 | 平成18年3月3日 |

支出 平成18年3月10日

日高川町

交付申請 平成17年6月16日

実績報告 平成18年3月3日

支出 平成18年3月10日

(4) 間接補助についての監査委員の権限

監査委員は、当該地方公共団体の財務行為については、当然監査をする権限を有するが、例えばA県からB市へ補助金を交付し、B市は県からの補助金を一部としてC団体に補助金を支出している場合は、「監査委員は補助金を直接受領した市町村以外の者(間接補助事業者)に対しては地方自治法第199条第7項に基づく監査を行うことは出来ない」(昭和34年11月9日行政実例)。とされている。

また、住民監査請求における監査委員の権限は、当該地方公共団体の職員の財務等に関する行為に限られる。

よって、本件監査においては、当該町から県への補助金交付申請等、一連の補助金交付事務が適正に行われているか、その補助金額が妥当だと県が判断したことに瑕疵はないか等について監査するものである。

(5) 企画部の意見

「新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業」は、民間事業者によるサービス展開が困難な地域において、コミュニティ・チャンネルや高速インターネット等の利用が可能なケーブルテレビ網の整備を行い、情報格差の是正を図ることを目的とする事業である。

具体的には、ケーブルテレビ施設を整備する事業を第三セクター法人が行う場合、その所要経費の一部を国、県、市町村がそれぞれ一定の割合で補助するというものである。

この補助金に係る事業は、採算性の面から事業者の自主展開が見込めない地域でのケーブルテレビ網整備に資するものであり、市町村が、適当と思われる内容、額等で事業を計画しているか、県の審査でその妥当性を認め、実施するものである。

本件の事業費については、他の同種事業等と比べても大幅な割高とはなっておらず、また、市町村から提出された補助金交付申請書、実績報告書等の関連書類は適正であると判断され、また、県検査員による現地調査においても補助基準に違反する点は見受けられなかったため、県としては平成18年3月6日に額の確定を行ったうえ、同3月10日に各町に対して、補助金の交付を行った。

なお、県から国に提出した各種書類についても、国の方で適正であると判断され、同4月10日に額の

確定が行われた。

(6) 個別外部監査契約について

請求人は請求書の中で、個別外部監査契約を求めている。

本件監査は請求に係る補助金の県の審査等が適切であったかどうか判断する必要があるが、本件補助金の交付事務についての監査には高度の専門性の必要は認められず、監査委員は外部監査人による監査の必要はないと判断した。

3 判断

本請求について次のように判断する。

和歌山県知事が行った日高町等への新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業費補助金の申請から交付、実績報告にかかる一連の県の事務執行について監査を実施した。

本件補助金において、請求人は、ZTVは適正な選定方法によらないで業者を指名した疑いがあり、それによって工事費用が割高になった等主張している。

本請求について、監査委員は次のように判断する。

(1) この補助事業は採算性の面から事業者の自主展開が見込めない地域でのケーブルテレビ網整備に資するものであり、本件事業への参入を望む第三セクター事業者による事業計画については、当該町が適切と判断し、さらに県も適当と認め、国においても、県の申請通り承認している。

(2) 県は、日高町等から補助金申請のあった事業費の積算について、適切と判断している。

これについては、

- 事業費については、ZTVが他の業者から聴取した相見積り結果から見て妥当であると推定されること
- 他の同種の事業例と比較しても割高であると認められないこと
- 本件補助金の申請について、国の審査の結果、適当と認められ、補助金交付の決定があったこと

から本件補助事業について、適正と認めた県の判断は妥当である。

(3) 各町からの申請内容について、監査した結果、交付要綱に違反しておらず、適正なものであると認められ、各町から提出された補助金交付申請や実績報告書に添付された書類等についても適切であり、県における補助金交付事務の不備は認められない。

以上、(1)～(3)の理由により、監査委員としては、本件補助金交付における、県の事務について違法・不当な点はないと判断する。

よって、和歌山県知事が執行した新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業補助金の支出については、

違法・不当な事実は認められないので、請求を棄却する。